

## 令和2年度大鰐町新しい生活様式対応支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、厚生労働省が示した「新しい生活様式」の実践例に対応し、町内における感染症の蔓延防止及び町民が安心して生活できる環境づくりを促進するため、感染症への感染防止対策に資する事業を実施する者に対し、令和2年度大鰐町新しい生活様式対応支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。

(2) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和2年4月1日から令和2年12月25日までに実施する「新しい生活様式」の実践による感染防止対策に資する事業（物品の購入及び設備の設置、改修等）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。

(1) 主として経営者及び従業員（以下「経営者等」という。）の感染対策に資する事業

- (2) 自らの事業上の取引
- (3) 感染拡大につながるおそれがある事業
- (4) 特定の政治活動又は宗教活動に係る事業
- (5) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業  
(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、中小企業者又は小規模事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、医師、歯科医師、個人の農林業者は、対象外とする。

- (1) 町内に本社若しくは本店を有する法人又は町内に事業所を有する個人事業主であること。
- (2) 令和元年分の確定申告をしており、事業収入額が総収入の5割以上を占めていること。
- (3) 補助金の申請日において事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
- (4) 大鰐町暴力団排除条例（平成23年大鰐町条例第21号）第2条に規定する暴力団に該当しないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費とする。

(補助限度額及び補助率等)

第6条 補助限度額及び補助率は、別表のとおりとし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。

）は、令和2年12月25日までに令和2年度大鰐町新しい生活様式対応支援事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない

い。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。）を減額しなければならない。

（交付決定及び交付額の確定）

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、併せて交付額を確定したときは、令和2年度大鰐町新しい生活様式対応支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 3 町長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、令和2年度大鰐町新しい生活様式対応支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、町長が定める日までに、令和2年度大鰐町新しい生活様式対応支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、適法適正な前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け

た者があるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表 (第 6 条関係)

| 補助限度額 |       | 補助率      |
|-------|-------|----------|
| 上限    | 30 万円 | 10 分の 10 |
| 下限    | 5 万円  |          |